

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」に係る個人寄附に関する認知促進のための動画制作業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.3	株式会社グラッドキューブ 大阪府大阪市中央区瓦町2-4-7	9120001129165	本件企画競争による公募において、5者から提出された企画提案書について、企画提案審査会を行った結果、最も評価点が高い企画提案書を特定し、当該企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	5,998,320	-	-				企画競争
「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」に係る個人寄附の認知促進を図るデジタル広告の企画・制作・広告出稿及び運用業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.9	太陽企画株式会社 東京都港区新橋5-21-1	3010001184243	本件企画競争による公募において、4者から提出された企画提案書について、企画提案審査会を行った結果、最も評価点が高い企画提案書を特定し、当該企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	1,285,708	-	-				企画競争
第53回日本学生支援債券買取引受	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.19	野村證券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4010001129098 7010001008687 6010001074037	本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	-	35,100,000	-	-				企画競争
平成30年度新規返還者等督促架電および滞滞債権回収業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4260	H30.10.23	日立キャピタル債権回収株式会社 東京都港区西新橋1-3-1	1010401002007	本件企画競争による公募において、事業者から提出された企画提案書について、企画提案審査会を行った結果、高い評価を得た企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	34,226,560	-	-				企画競争
平成31年度「全国キャリア・就職ガイダンス」の実施会場	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.24	株式会社東京ビッグサイト 東京都江東区有明3-11-1	8010601029157	参加者の有無を確認する公募を実施した結果、他者からの参加表明がなかったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	2,991,600	-	-				公募
平成30年度 日本留学海外拠点連携推進事業	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.1	文部科学省 東京都千代田区霞が関3-2-2	7000012060001	「平成30年度日本留学海外拠点連携推進事業海外経典公募要領」に基づき申請を行ったところ、平成30年8月27日付け事務連絡で平成30年度日本留学海外拠点連携推進事業について、採択された旨の連絡があったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号(国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合)に該当するため。	-	13,380,570	-	-				随意契約
データセンター更改に伴う業務システム機器(「文書管理システム」)移設	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.11	株式会社セントラル情報センター 東京都渋谷区道玄坂2-16-4	4011001012491	本調達の仕事対象機器である「文書決裁及び決裁済文書管理システム」は、株式会社セントラル情報センターとのリース契約によりリースされているものであり、同社が指定する者以外では作業を実施できない。そのため、対象機器の調査や移設、設定作業において、対応できるのは当該事業者以外には不可能であり、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	1,666,440	-	-				競争性のない随意契約

データセンター更改に伴う業務システム機器(「グループウェアシステム」)移設	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.17	株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋2-18-4	1010001012983	本調達の作業対象機器である「グループウェアシステム」は、株式会社大塚商会が導入し設定した物件のため、システム全般の情報やノウハウに関して熟知しており、現在当該事業者が保守業務もを行っている。そのため、対象機器の調査や移設、設定作業において、安全かつ確実に対応できるのは当該事業者以外には不可能であり、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	1,458,000	-	-				競争性のない 随意契約
データセンター更改に伴う業務システム機器(「シンククライアントシステム等」)移設	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.18	NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区三田1-4-28	7010401022924	本調達の作業対象である「平成27年度導入シンククライアントシステム」、「平成28年度導入シンククライアントシステム」機器については、当該事業者とのリース契約によりリースされているものであり、同社の指定する者以外では作業を実施できず、「事務用パソコン等の購入及び運用保守業務」の対象機器については、当該事業者が導入・構築した機器で保守業務もを行っている。そのため、本調達における調査や設定作業において、対応できるのは当該事業者以外には不可能であり、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	7,965,216	-	-				競争性のない 随意契約
データセンター更改に伴う独立行政法人等不正通信監視システム(第二GSOC)センサの移設	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.22	独立行政法人情報処理推進機構 東京都文京区本駒込2-28-8	5010005007126	本調達の作業対象機器である「独立行政法人等不正通信監視システム(第二GSOC)センサ」は、独立行政法人情報処理推進機構が導入し、保守及び運用業務もを行っているため、対象機器の調査や移設、設定作業において対応できるのは当該事業者以外には不可能であり、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	4,509,054	-	-				競争性のない 随意契約
データセンター更改に伴う業務システム機器(「ウイルス対策システム」)移設	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.10.23	日本ビジネスシステムズ株式会社 東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー	4010401041588	本調達の作業対象機器である「ウイルス対策ソフト集中管理システム」は、日本ビジネスシステムズ株式会社が導入し設定した物件のため、システム全般の情報やノウハウに関して熟知しており、かつ現在当該事業者が保守業務もを行っている。そのため、対象機器の調査や移設、設定作業においても、当該事業者以外には不可能であり、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	1,652,400	-	-				競争性のない 随意契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。